

【資料 1 - 1】

市民ミュージアムあり方検討部会について

1 目的

1988（昭和 63）年 11 月に「都市と人間」をテーマに開館した川崎市市民ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）は、都市の発展過程やそこで生まれ育った文化を見つめるための作品及び資料を収集・保管・展示・調査・研究してきた。しかしながら、開館から 31 年が経過し、雨漏りや部品落下、設備の経年劣化など、利用者の安全にも影響を及ぼす状況への早急な対応が不可欠となっていた。また、令和元年東日本台風により施設・設備や収蔵品が被災したことで、博物館・美術館機能等のミュージアムのあり方を中心に様々な課題を整理する必要があることから、博物館分野、美術館分野、まちづくり・建築分野及び文化政策の各分野からの有識者で構成された「川崎市文化芸術振興会議市民ミュージアムあり方検討部会（以下「検討部会」という。）」を設置し、「（仮称）川崎市市民ミュージアムのあり方等に関する方針（以下「本方針」という。）」を策定する。

2 策定に向けた流れ

【令和 2 年 5 月】

川崎市長から「川崎市文化芸術振興会議」に対し、「川崎市市民ミュージアムの復旧・復興に向けたあり方等について」諮問を行った。

【令和 2 年 6 月】

「川崎市文化芸術振興会議」では、審議の結果、「川崎市文化芸術振興会議規則」に基づき、部会の設置を決定した。

【令和 2 年 7 月～】

7 回程度の検討部会を開催し、本方針（案）をまとめる。

【令和 3 年 6 月（予定）】

本方針（案）を「川崎市文化芸術振興会議」へ報告し、同会議から川崎市長へ答申する。

【令和 3 年 8～10 月（予定）】

本方針（案）を公表し、パブリックコメントを実施し、本方針の策定を目指す。

3 スケジュール

【資料 1 - 2】のとおり

4 検討部会での審議内容

- ・本市における博物館、美術館の役割
- ・本市における博物館、美術館に求められる機能等